

清末湖南官僚形成過程について

——經世思想及び政策との關連において——

大 谷 敏 夫

はじめに

- 一 湖南官僚輩出の思想的背景
- 二 湖南官僚擡頭の政治的背景
- 三 湖南官僚と太平天國
- 四 胡林翼の用人、吏治、理財策
おわりに

はじめに

清末湖南は清朝の政界を擔う多くの漢人官僚を輩出した先進地域であつた。すなわち道光期兩江總督として鹽政・水利・漕運など主に内政面で貢獻した陶澍を始めとして、咸豐から同治期には胡林翼・曾國藩・左宗棠など著名な漢人官僚が次々に現われるのであるが、これらの人々は同省の出身として相互に密接な關係があり、所謂湖南官僚團を形成していた。この小論はこれら湖南官僚團の擡頭過程をその經世思想及び政策との關連においてのべようとするものである。ところで咸豐・同治期は清朝が太平天國軍の攻勢のため大きな打撃をこうむっており、その對策が緊急の課題となつていた。

この時、その鎮壓のため活躍したのがこれら漢人官僚であった。すなわち彼等が結成した郷勇は清朝正規軍にかわって太平天國軍と抗戦した。ここから今日この郷勇結成をよびかけた曾國藩を始め、それに参畫した湖南官僚群に對して反革命軍という見解が定着しており、これに基いて彼等の思想・政策もすべてほうむりさる傾向が強い。しかしこのため清末政治過程研究においてある種の斷層が生じており、そのつながりがあいまいになっている面もある。すなわち清末アヘン戦争に直面した後結成された開明的官僚の系譜は、太平天國期にはとだえ、再び日清戦争前後に現われることになっており、その間におけるダイナミックな政治の變遷は不明なままである。この小論が意圖したのは、これら湖南官僚群に對するこれまでの通説を棚上げして、もう一度原點に立ち戻って湖南官僚群の清末における史的位づけを行ってみたいと思うものである。

一 湖南官僚輩出の思想的背景

清末湖南に開明的官僚が出現した背景として、まず筆者は當地における經世學勃興について考察したい。その場合湖南が南宋朱熹以來の朱子學の傳統があり、清中期になって朱子が講じたといわれる嶽麓書院が復興し、ここで朱子學が講義されたが、それが經世を旨とする實踐の學として研究されたことである。この清代における湖南朱子學の先驅者は、善化の人、唐鑑⁽²⁾であった。唐鑑は徹底して陸王の心學及び考證學を批判した朱子學一邊倒の學者であった。彼は「學案小識」の自序に

吾が程朱の眞の途轍に還り、即ち吾が顏・曾・思・孟に還り、……更に吾が夫子の眞の面目に還る。〔『清儒學案』卷

一四〇「鏡海學案」〕

とのべ、更に「學案提要」で

孟子の後、聖人の道を傳え、以て經を存する者は、朱子一人而已^み。〔右に同じ〕

とのべ、朱子學を孔孟學に直結させている。この唐鑑の學に對して、蕭一山は批判的で朱子學の眞髓である理學すら亡んでしまったといっている。⁽³⁾この批判は別として、唐鑑のめざす朱子學は、理氣學よりも道學であつたのであり、道統を研究することこそ彼の目的であつたことは指摘しておきたい。しかしこのことは一面、清朝が朱子學を功令として重んじていたのを補強することにもなつた。事實、唐鑑は朱子學を傳道の學として國家支配のイデオロギーとして位置づけていた。そして唐鑑が清朝にあつて理想としたのは、朱子學が體制教學として重視されるようになった康熙時代であり、それを推進した李光地・陸隴其・張履祥・張伯行などの道學官僚を高く評價するのである。従つてこの康熙の治世を再びというのが彼の政治目標であつたのである。唐鑑の學問は、清末の朱子學復興に大きな影響を与えるのであるが、その理由はそれが經世學と關連のあるものとして登場してきたことにあると思われる。この點につき陳耀南は

經世致用、道を弘め時を救う。是れ道光學術の特色なり。所以^{ゆゑに}一方面は龔魏等、經學を以て政論の今文學を作し、^な一方面は躬行踐履、空言を尙はず、甚しきに至りては、發して事功と爲し、諸^{これ}を有政の新理學に施す云々。(『魏源研究』附篇 魏源的朋僚師友 唐鑑)

とのべ、唐鑑の學を經世を旨とする新理學とみているが至言である。經世學は經世濟民を目的として實事實功をめざすものであるが、そこから心性のみを談ずる明學や、古典の考證のみに終始する考證學を無用の學として排斥した。

この點、公羊學を經世の理論的根據としていた魏源も同様な考え方であつた。⁽⁴⁾魏源と唐鑑は同省人、同時代人として互に認識があり、唐鑑の思想が魏源に何等かの影響を與えたものと推察できる。⁽⁵⁾彼等は經世に役立つ有用の學を研究し、實踐を重んじて現實の政治に參畫もした。ただ唐鑑の經世學は理學の枠の中にあつたのに對して、魏源のそれは、公羊學にまで及んでいた點に決定的な差異があり、そこに時代を革新する思想があつた。この點は別稿で論じたので省略するが、⁽⁶⁾湖南の經世學を考える場合、今一つ王夫之の學問の影響があつた點を指摘しておきたい。清代嘉道期、湖南での學術振興の氣運の中から新化鄒漢勛⁽⁷⁾や新化鄒顯鶴等⁽⁸⁾によって湖南先人の文獻發掘が行なわれていた。鄒は父から家學であつた考據

を習い、聲韻にも精しく、當時、江永・戴震に擬せられるほどの人であり、また地理學を研究し、古今地名を考覈したりしたので、理學一邊倒の唐鑑とは違った面もあった。しかし彼の父は心性を談ずれば朱子を宗とするといわれたところから彼も亦、理學に無關心であつたわけでない。この鄒の友人に鄒顯鶴・魏源・曾國藩・左宗棠・郭嵩燾がいた。ところで鄒・鄧によって發掘された最大の文獻は何といつても王夫之の遺書であつた。道光二十二年王夫之の遺書は湘潭の王世全⁽⁹⁾によつて刊行され、その校閱を鄧顯鶴が行なつた。鄧は「船山著述目錄識」の中で、

宋世眞儒出て羣經乃ち定論有り。近代の學者に至りては、陋儒の心性を空談し、考古に逸るるに疾み、遂に程朱を厭薄し、専ら古人の制度名物を考求して以て博と爲すに至る。……而して一二天資高曠の士、又、往往良知の談に誤りて、敢て高論狂瞽を爲す。一世著書愈多くして聖道愈^{おぼ}蔽う。先生之を憂え、生平學を論するに漢儒を以て門戸と爲し、宋五子を以て堂奥と爲し、本淵を^{もと}原ぬ。……當代經師 先生に後にして起つ者、無慮百十家 言う所、皆な根柢有りて空談を尙ばず。蓋し經學本朝に至りて極盛を爲す。然れども諸家著す所據有りて新義を爲す。輒ち先生の已に言う所の者爲り。『清儒學案』卷一六七「叔續學案」鄧顯鶴

とのべ、王夫之の學術は、明學・考證學でなく、漢儒を門戸として宋學を堂奥としたところにその本質があり、その思想は清代經學派の著言に繼承されているという。かくして王夫之の著述を刊行することは、經世を旨とする宋學の學問的根據を一層明らかにする意圖があつたのである。

道光二十七年には、賀長齡・羅繞典校定の王夫之の「宋論」が、また翌二十八年には俞焜が王著の子部と集部の五種を刊行している。つづいて咸豐二年には、王夫之の後裔である新化の二、三の少年が、夫之の遺書を江東にもたらしているが、戦火が金陵（南京）に及びそうになつたので他に移されたとい⁽¹⁰⁾う。この時、江寧の人汪梅村がこの人達に會おうとしたが去つたあとだつた。汪梅村は道光二十年の江南鄉試で副考官であつた胡林翼にその經世の才を認められ、咸豐八年湖北巡撫であつた胡の幕友として招聘されている。またその關係で曾國藩を知り、曾にしばしば書狀を出している。この汪

の交友には鄒漢勳や魏源など湖南出身の士人がいた。同治三年金陵回復の後、兩江總督曾國藩は弟の曾國荃と共同で「船山遺書」を金陵で刊行した。その校定は劉毓崧が行なった。この刻本と並行して湖南では郭崇燾によって長沙の城南書院が修復され、また思賢講舍が設けられ郭自身が主講となつて王夫之の學問の獎勵が圖られている⁽¹¹⁾。このように王夫之の遺書刊行及びその學術研究は、同省出身の新理學研究者によつて始められた。

ところで湖南で唐鑑と共に新理學研究を推進したのが湘郷の羅澤南であつた。そして彼こそ最も理學を尊崇し、心學を排除した理學者であつた。⁽¹²⁾彼は陽明が心の本體は即ち天理と言ひ、天理の昭明靈覺するものが即ち良知と言つたことに對して反論する。すなわち陽明の言ひ良知は孟子の言ひ良知でないという。陽明の良知は佛氏の本覺である。佛氏の知覺を以て性と爲している。これに對して性は理に屬し、知は氣に屬すといった朱子の説は正しい。良知は天理の自然に基づいて出る者であり、仁である。自ら能く其の仁義たるを知り、自ら能くその義たるを知るをこれ良知と言ひ。蓋し陽明は虛を以て性と爲し、肯て義理を講求せず、惟だ此心の良知に憑り、⁽¹³⁾矜みて妙用を爲したと。かくして彼は

夫れ朱子の道は孔孟の道也。格致の旨は、孔孟の嫡傳也。孔孟の精微、朱子に非ざれば以て發する無く、濂洛の蘊奥、朱子に非ざれば以て明かす無く、功利を掃し、佛老を排し、摧陷肅清、義精仁熟、此の功直に萬世に在る也。

(『清儒學案』卷百七十「羅山學案」姚江學辨)

とのべ朱子の功績をたたえている。また彼は

人は天地の中に生を以て受け、一理の心に具わざる無きは、道の體也。其の性の本然に率^{したが}いて、之を日用事物の間に發する者は、道の用也。……苟くも其の道を得て、之を以て家國を齊^{ととの}え、萬物を育て、天地に參じ、而して難無し。苟くも其の道を失ひ、之を以て一身を治めて足らず。中庸に言ひ、道は本を天命の原に推す。是れ蓋し道の道たる所以を明らかにす。(『清儒學案』「羅山學案」道德)

とのべ、父子、君臣、夫婦、兄弟それぞれの道についてそれを盡すことによつて太極の理が見られると言っている。羅

澤南は自ら理學を研究したのみならず、その學を同省の學友及び子弟にも傳授した。彼の交友には、曾國藩⁽¹⁶⁾、胡林翼⁽¹⁵⁾、左宗棠⁽¹⁷⁾、劉蓉⁽¹⁸⁾、郭嵩燾⁽¹⁹⁾と言った咸豐・同治期に漢人官僚として活躍した人材が揃っている。

ところでこのような嘉慶・道光期における新理學研究の氣運の中から登場してきたのが湘郷の人 曾國藩である。曾國藩は早くから同省の先輩 唐鑑や同輩 羅澤南から理學を學んでいたが、進士になってからも翰林院にあって倭仁等と共に宋儒の諸書を研究した。その一方では古今の興衰治亂の跡を探究し、天下を澄清する志を有していた。また彼は更に桐城派文人の思想にも共鳴し、彼よりやや先輩に當る姚鼐のとなえた義理・考據・詞章の三者を尊重する思想を取り入れている。しかし唐鑑・姚鼐・戴震がみな經濟を義理の中に包攝したのに對し、國藩は不服を倡え孔門の政治の科に當る經濟の學を加えて義理・考據・詞章・經濟の四つとすべきであるといっている。そして「先王の道」にいわゆる「己を修め人を治め、萬彙を經緯するもの」たる禮學こそ中國學術の正宗であって四つの學問の總合體であるとする。更に禮學こそ古代の經世學に外ならないとする。また古えの君子の道たる「修身・齊家・治國・平天下」は、一に禮にのつとったものである。内面的には禮をおいていわゆる道德はなく、外面的には禮をおいていわゆる政治はないという。ここに彼は禮のテキストとして十通を重視し、それを考據する意義を述べている。十通とは九通の他に、清の秦惠田の「五禮通考」を加えたものである。「五禮通考」は、吉・嘉・賓・軍・凶の五禮につき、衆說を網羅して七十五門に分けたものだが、宋の朱熹の「儀禮經傳通解」の意圖を完成させたものである。ここには、天文曆算を「觀象授時」、歴史地理を「體國經野」の題名に統合し、嘉禮に入れるなど新味がある。しかも國藩は秦惠田の著には、經世の禮が備っていないところがないのとべて評價すると共にそれを加味した彼獨自の禮論を展開するのである。當時、禮を經世の根據としようとした考えは、經世を志す士人の中にあつた。その一人に包世臣があり、彼は禮の根據を孟子・荀子の思想に求めて經世論を展開していたのである。これら經世論を加味した經世哲學が研究され始めていたが、曾國藩はそれを理學に依據しながらまとめあげたといえる。曾國藩の經世哲學は、いわば孟荀學と理學を綜合した體系であつたともいえる。この點を今少し吟味してみ

ると、「治人ありて治法なし」という荀子「君道篇」の格言が、嘉慶・道光以降の亂世になって再び脚光をあびてきた。⁽²⁶⁾

その場合、治者に求められる條件は、内聖外王たることが要求された。すなわち治者たるもの「聖」と「王」の二重の資格を兼ね備えるべきであつて、「聖人修己の體」をもつてこそ、「王者治人の用」を果すことが出来る。つまり、身を治め心を治めて後、事を治め政を治め軍を治めるべきであるといふのである。⁽²⁷⁾そして彼は

心を治むるの道は、先づ其毒を去る。陽なれば惡、日に忿なり。陰なれば惡、日に慾たり。

身を治むるの道は、必ず其患を防ぐ。剛なれば惡、日に暴なり。柔なれば惡、日に慢なり。

國を治むるの道は、二者交暢す。日々言語に愼しみ、日に飲食を節す。

凡そ此の數端、其藥維何ぞ、禮は以て敬に居り、樂は以て和を道とす。

陽剛の惡は、和以て之に宜しく、陰柔の惡は敬以て之に持す。

飲食の過は、敬以て之を検し、言語の過は、和以て之を斂む。⁽²⁸⁾云々。『清儒學案』百七十七卷「湘鄉學案上」覆劉霞仙中函

とのべ、陰陽剛柔の説をもつて治心、治身、治國の道をといている。この説は、彼が姚鼐より學んだものである。更に彼は、

蓋し天下の道は、兩に非ざれば立たず。是を以て天を立つるの道は陰と陽と曰う。地を立つるの道は、柔と剛と曰

う。人を立つるの道は、仁と義と曰う。『清儒學案』「湘鄉學案上」答劉孟容

とのべ、更に天地の盛徳は氣であり、それは天地の仁氣であり、天地の尊嚴は氣であり、それは天地の義氣であるとのべた後で、

所謂 仁義は夫れ是れ之を、性を盡すと謂う也。⁽²⁹⁾（右に同じ）

とのべ、人性を盡し、物性を盡すことこそ、氣質に拘われ、習染して蔽われることから逃れられるという。

以上曾國藩の理學を禮論を中心に検討してきたのであるが、彼のとく禮論は、經世的側面を重視する點で單なる書齋の

學問ではなかった。これは唐鑑・羅澤南の場合も多かれ少なかれそうであつたが、彼等は儒者である一方では官僚として清朝行政の一翼をになつた存在であつたからである。そして彼等の生存した時代が、彼等治者階層にとっては、まさに内外危機に直面した激動の時代であつたが故に、武人としての一面も併せもつことにもなつていたのである。ここから彼等に文武両面に互る行政が要請されることになり、その面における彼等の足跡も多大である。しかし反面その經世思想及び行政が中國の民衆運動にとって反動的なものであつたという見解もあるが、ここではこの點をあえてふれない。⁽²⁹⁾私はむしろこれら漢人官僚の思想及び行政を十分吟味することによって、當時清朝政府がかかえていた課題が明らかになると思うものである。そこで次章では、これら湖南官僚の行政の實態についてのべよう。

二 湖南官僚擡頭の政治的背景

孟森は『清代史』の中で

嘉道以後、時政に留心するの士夫、湖南を以て最盛と爲す。政治學說も亦、湖南に倡導される。所謂經世文篇を首倡するの賀長齡も亦、善化の人なり。而して(陶)澍は、學問を以て實行を爲す。尤も當時湖南政治家の巨擘なり。(第

四章 嘉道守文)

とのべ、湖南に時政に留心する士夫が輩出しその先驅者が陶澍であつたという。陶澍は安化の人で、唐鑑と同じ年に生れてゐる。⁽³⁰⁾陶澍は若年より經世の志を有し、議論を好んだ。安徽布政使の時、某官の溺職について書狀を安徽巡撫孫爾準(謚名文清)に提出し、實務官僚としての能力を認められて、その後榮進の道を進むことになった。⁽³¹⁾道光五年に江蘇巡撫に任ぜられ、道光十九年に兩江總督として歿するまで江蘇の行政を擔い、鹽政・漕運・水利などの面において思いきつた改革を實施して國家財政の再建と民生の安定に取り組んだ。これについては別稿で論じているので省略するが、⁽³²⁾ここでは陶澍がこの期間に自分の配下に實務に堪能な行政官を配置し、また幕友として當時一流の經世家達を招いていた點につい

て論述しよう。道光五年江蘇巡撫陶澍のもとで江蘇按察使から布政使に昇任したのが善化出身の賀長齡（字耦耕）であった。賀長齡は陶澍よりやや年下であり、進士になったのも少しおそかった。彼は同郷の先輩、唐鑑のもとで弟の熙齡と共に程朱の學を學んだ。その一方では經世の志を有し、進士となって任官してからも經世策を行政に反映するよう盡力した。彼は陶澍の下にあって、主に漕運問題においてその政治に貢獻している。また彼は同省の經世家、魏源を招いて、「皇朝經世文篇」の編纂に従事させている。⁽³³⁾この賀長齡の弟の熙齡は、嘉慶十九年に進士となり、官は湖北提督學政に至ったが、その後は官界を引退して長沙の城南書院の主講となり、後學の指導に専念している。彼のとく學問は義理經世學であり、唐鑑と同様理學の刷新をめざすものであった。ところでこの賀熙齡・羅澤南のもとから義理經世學を志す賢才が多數輩出したが、中でも左宗棠・胡林翼が傑出していた。左宗棠は、道光十年賀長齡と會い、彼にその才能を認められ、國士として推薦された。⁽³⁴⁾その翌年、長齡の紹介で長沙に行き、熙齡の門下生となり、彼から義理經世を授けられた。⁽³⁵⁾左宗棠は賀氏兄弟より陶澍の事を聞き、彼に接近するために書牘を出したりしていたが、なかなか會見する機會はなかった。ところが道光十七年左宗棠が醴陵の梁江書院の主講をしていた時、墓參のため歸郷の途中、醴陵に宿泊した陶澍と會見することができたのである。陶澍は左宗棠の書いた書院の楹帖を激賞したといわれているが、會見してその經世家としての才能を見抜き、彼をただちに幕客として迎えた。ここで左宗棠は陶澍の藏書を見ることができ、その經世の才を深めることができたのである。⁽³⁶⁾この頃陶澍のもとには湖南出身の士人・官僚が多くいたし、また他省出身でも經世の才のある人が揃っていた。長沙の人李象鵬は江蘇按察使、署江寧布政使として陶澍の治政を助けた。⁽³⁷⁾また先述した唐鑑は江寧布政使として疾にふした陶澍の職務を代行した。⁽³⁸⁾また長沙の人、黃冕は、陶澍のもとで兩淮鹽大使、江都、元和、上海知縣、署太倉州、蘇州府同知・知府、常州・鎮江府知府を歴任した。彼は魏源とも交游があり、鹽政・海運・水利等の面において思いきった改革案を陶澍に進言している。⁽³⁹⁾また湘陰の人、李星沅はやはり陶澍の幕下にあつて章奏を掌理していた。それで河漕鹽務等に深い關心をもっており、魏源とも面識があつた。彼は陶澍の卒後道光二十五年に江蘇巡撫となり陶澍の後任

者としての役割を果たすことが期待されたがほとんど実績はなかった。⁽⁴⁰⁾ これら湖南出身者とは別に他省出身者では、江蘇巡撫となつた林則徐・陳鑾を始めとして多くの實務官僚が陶澍によつて推薦され、當時江南は賢才のゐるつばの感すらあつたのである。⁽⁴¹⁾

そしてこれら地方官とは別にまだ修養中の湖南出身の士人、左宗棠と彼の終生の友となる益陽の人、胡林翼がいた。胡林翼は左宗棠と同年に生れており、父は嶽麓書院で讀書する讀書人であつた。彼は嘉慶二十四年八歳の時、陶澍の目にとまり、既に娘婿に決められたといふ。⁽⁴²⁾ 二十五年九歳の時に、父から儒先性理の書（朱子小學・近思錄）を授けられた。道光五年十四歳の時、監察御史賀熙齡のもとで讀書した。道光十年十九歳の時、同里蔡用錫から有用の學、特に兵略・吏治の必要性を教へられた。⁽⁴³⁾ 翌十一年彼は江寧に赴き妻の父陶澍のもとに滞在した。ここで彼は陶澍に將來兩江總督の後任として林則徐か伊里布がふさわしいので推薦されるよう意見をのべ、陶澍からその識見を評價されたといふ。⁽⁴⁴⁾ 胡林翼が當時外官の内でも尊敬してゐたのは、陶澍と林則徐であつた。道光十三年二十二歳の時、彼は江寧より入京した。ここで彼は章句の學をしないで篤く史記・漢書・左氏傳・通鑑及び中外輿圖地志・山川阨塞・兵政機要などの實學を研究した。この時、左宗棠も會試のため入京しており、一見定交し、連日徹夜で古今大政を談じたといふ。⁽⁴⁵⁾ 道光十六年、二十五歳の時、彼は禮部の試に應じ合格した。時の總裁は内閣學士王植・工部侍郎吳傑・協辦大學士王鼎・東閣大學士潘世恩であり、いずれも彼の外舅陶澍の實務の才を高く評價してゐた高官達でありそれが幸したかもしれない。⁽⁴⁶⁾ その後彼は一時故郷に戻り、また入京した。道光十八年北京で彼は再び會試のため入京中の左宗棠と會つた。⁽⁴⁷⁾ ここで胡林翼は左宗棠に林則徐に會うようにすすめたので、左宗棠は胡林翼の推薦狀を攜えて欽差大臣として廣東に向かう林則徐を追つた。この間に

林は湘を過ぐ。縣令をして左を覓め使む。……是日、即ち舟中に宿し、竟に夕談を爲す。談は次に新疆邊事に及ぶ。

忽ち手を擧げて左の肩を拍きて曰く、他日意に之が志を集ず者は、其れ惟だ君のみならん乎。左も亦殊に自負す。後

卒に林の言の如し。左は晩年嘗て引きて以て幕僚に語りて謂わく、一生の榮幸此れ第一爲りと。〔清稗類鈔〕「知遇類」林文忠知左文襄

とあり、左宗棠が林則徐から將來新疆問題を擔當するよう激勵されたようすが描寫されている。左宗棠も亦、胡同様、陶澍・林則徐を尤も尊敬しており、その刺激を受けたのである。さて道光十九年胡林翼は國史館編修に充てられ北京に滞在した。この年、陶澍は江寧で卒した。⁽⁴⁸⁾ここに胡は左と相談し、陶澍の遺兒の處遇や遺産の處置を行うことになった。陶澍には陶桃という息子があつたが、その後見役に胡と左がなつた。⁽⁴⁹⁾道光二十三年左宗棠は七歳の桃に胡林翼の謀いで賀熙齡のもとで課讀を授けさせている。この桃は成人後、左宗棠の娘を妻とした。また咸豐五年胡は妹の同芝を左宗棠の兄、宗植の息子の左澂へ許嫁している。ここに陶家、胡家、左家は名實共に姻戚關係になつた。そしてこの關係は更に他の湖南の家族にも擴がっていった。すなわち胡林翼の他の妹の福芝は羅澤南の子の羅兆作に許嫁し、元芝は唐鑑の子の唐啓旺に嫁いでいる。また曾國藩の三女は羅澤南の子の羅兆升に嫁ぎ、四女は郭嵩燾の子の剛基に嫁いでいる。このように湖南官僚形成過程には、官界・學界・族界にわたる相互の密接な關係が背景にあつた。

この湖南官僚の最初の中心的存在であつた陶澍が道光十九年死亡すると、しばらくは湖南官僚は地方行政の表舞台から後退している。そればかりか陶澍の信任厚かつた林則徐もアヘン戦争の責任を問われて退けられている。このような風潮の中にあつて胡林翼・左宗棠等の若手官僚もしばらく不遇の時代が續いた。胡林翼は道光二十年江南鄉試の副考官となつたが、正考官文慶の湖南舉人熊少收を私攜して入閣閱卷したという罪の共同責任を問われて一級を降され、翰林院編修をやめさせられている。⁽⁵⁰⁾彼はそこでしばらく故郷にいたが、彼の實務的才能を評價する中央・地方の高官が彼をしばしば幕友として招こうとしている。またその學識を尊重した湖南巡撫は彼を湘陰の仰高書院の主講に請うている。しかし彼は、地方官としてその行政能力を發揮する機會をまっていた。道光二十六年、林則徐が陝西巡撫に赴任した際、捐輸によつて彼を知府に推舉し、貴州に分發して候補とし、續いて林が雲貴總督となると彼を安順知府に實授させている。⁽⁵¹⁾かくして胡

の地方官としての業務が始まるのである。一方左宗棠は道光二十二年、南京條約が締結されたことに憤り、一時隱居して専ら讀書生活に入っている。⁽⁵²⁾道光二十五年、左は羅研生に與えた書の中で農家こそ生人の要務だということを書き、自らも實踐している。左は柳莊で種茶・植桑竹につとめた。⁽⁵³⁾道光二十八年、柳莊一帯が水害にみまわれた時、彼は富室に捐賑を勤め、又族里に積穀して災害に備えている。⁽⁵⁴⁾しかし左は決して一生郷里に隱居することを願っていたのではなく、機會があれば彼の經世思想を實踐できる行政官になろうとしていた。こんな左宗棠の心情を察して、胡林翼はこの年、彼を林則徐に推薦した。この時は左は家事に束縛されて辭職したが、翌年胡にあてた手紙の中で、僕の心は日に公の左右に在るが如しとのべ、林の政策を全面的に支持する心情を吐露している。⁽⁵⁵⁾道光二十九年、左宗棠は雲南より疾のため福建に歸る林則徐を柳莊に招き謁見した。⁽⁵⁶⁾林は左の才能・學識が湘中士類の第一人者であると評價した。このように胡と左は彼等の尊敬する林則徐によってその經世的學識と行政能力が認められることになったのである。胡は、林のもとで安順知府となり、その後、鎮遠、思南、黎平知府を歴任して、咸豐四年には貴東道に昇任した。⁽⁵⁷⁾時あたかも太平天國軍が廣西省で蜂起し、湖南に向けて進軍を開始していた。この太平天國の蜂起が胡と左が文武兩面に互る行政官として頭角を現わしてくる契機となるのである。そこで本章では太平天國期における彼等の治績を検討することにしよう。

三 湖南官僚と太平天國

太平天國が蜂起した時、清朝政府は欽差大臣として林則徐を任命したが、林が病死したためその後任に李星沅が拔擢された。李星沅は先述したように湖南出身で陶澍のもとにあつて實務に攜っていたことでもあるのでその經驗がかわれたのである。しかし李星沅は太平軍に對處するために撰ばれていた清朝の最高首腦、向榮と周天爵の關係を調整することもできず軍中に歿している。この間太平軍は破竹の勢いで進撃し、廣西から湖南・湖北を通過して長江を下って南京を攻略した。この太平軍の進撃に對して清朝の官軍は何等なすべを知らなかったが、これに對抗したのは湖南各地で結成された

郷勇であった。新寧の人、江忠源は太平天國の亂勃發後、大學士賽尙阿の招きで廣西に郷勇を送っているが、その後歸郷し、太平軍が永安から北上すると再び郷勇を率いて奮戦している。⁽⁵⁸⁾ところで長沙攻防戦では多くの郷勇が結成されたが、湘鄉知縣朱孫詒の要請で羅澤南とその弟子の王鑫・劉蓉なども郷勇を結成し、この攻防戦に参加している。この時、羅澤南は威繼光の練兵法に則り、郷勇を指揮したという。⁽⁵⁹⁾また曾國藩は同年母の喪に服するため歸郷していたが、太平軍に對する防衛の命を受け、長沙に郷勇を編成した。⁽⁶⁰⁾この國藩に太平天國に對する厭起を促したのが湘陰の人、郭嵩燾であった。⁽⁶¹⁾郭は曾の幕下にはせ參じ、その要請により楚勇千人を率いて江忠淑、鄒叔勛と共に南昌に行き江忠源を救援し、また江と共に長江水師の創設をといて郷勇の強化に貢獻している。かくして各地に存在していた郷勇は曾國藩の指導により一つにまとまり湘軍となり、咸豐四年曾によって太平天國打倒をよびかける檄文「討粵匪檄」も公表された。⁽⁶²⁾ところで湘軍の理念、そして編成などの面で曾を支えたのは郭嵩燾であったが、兩者の交友の始まりは、道光十六年、郭が長沙嶽麓書院に學んでいた時からである。⁽⁶³⁾この時、郭に曾を紹介したのが曾と同郷の劉蓉であった。曾は亦、劉を通じてその師であった羅澤南を知った。ここに唐鑑や賀熙齡の義理經世學を學ぶ曾・郭・劉・羅の交友關係が成立した。その後、曾は都へ出て道光十八年に進士に合格し、翰林院に入つて禮部右侍郎になり、郭も亦、道光二十七年に進士に合格し翰林院に入つたが、すぐ歸郷した。郭は道光二十四年、會試受験のため都に滞在中、曾から江忠源を紹介され、歸郷後も江との交流が續いた。江忠源は左宗植・宗棠兄弟とも交流があり、江は郭嵩燾に左宗棠を紹介した。郭と左はすぐ意氣投合し、道光三十年、兩者は湘陰東山の周際嶺に山居結鄰の約を結んでいる。⁽⁶⁴⁾そしてその翌年には郭は縣人と共に左を孝廉方正科に推舉している。この左によって胡林翼が經世の才のある能官であることが曾や郭に伝えられたものと思われる。かくして咸豐初には曾國藩を中心とした湖南の官僚・士人の緊密な交友關係が太平天國軍との對決という事態を契機として形成されてきた。そしてその基盤となったものが、理念的には義理經世學であり、その結合のきずなが家族・宗族・同郷意識であった。しかもその結合が一郷の枠ではなく數郷、そして更には湖南全省に擴がっていったことにより一層強固なものとな

った。

さて當初太平軍と最も果敢に戦った江忠源が咸豐三年十二月死亡した後は、羅澤南がその門弟達と共に奮戦している。羅の門弟には従軍者が多く、いずれも羅と同様湘軍の中核的存在となった。羅の湘勇に参加した士人には、羅と同邑の王鑫・劉蓉、李續賓、續宜兄弟を始めとして卒伍から拔擢された楊載福、諸生の彭玉麟、訓導の劉長佑がおり、彼等のはほとんど曾國藩の推薦を受けて大官に就任している。⁽⁶⁵⁾ 羅澤南自身は太平軍との戦いの功績によって訓導から知縣・知州をへて道員（浙江寧紹台道）になり、布政使の銜をも加えられるに至ったが、咸豐六年五十歳で戦死した。死後巡撫陳亡の例に照らして賜卹され、彼の子供の兆作、兆升には舉人を賞給されている。⁽⁶⁶⁾ 羅の結成した湘勇は撰士を重視した點に特色がある。これは羅の片腕として湘勇右營を將いて活躍した李續賓の選士論に明らかにされている。李は、

兵の強き所以は、徒に旗幟の鮮明、器械の堅利、法制の精密、號令の森嚴に在らずして、惟だ知恥近勇樸誠敢戦の士を選びて之を練するに在り。（『清史論』咸豐朝「李續賓選士以知恥近勇樸誠敢戦爲上論」）

とのべ、李自身咸豐八年 三河集の戦いで死んでいる。羅や李の將いた湘勇は、ほとんど在籍生員が主力となっていたこと、また將と兵との間には信念に基づく緊密な師弟關係があつた點は注目されよう。⁽⁶⁷⁾

ところで羅の死後は李續賓・續宜兄弟、それに胡林翼が中心となつて活躍することになる。胡は咸豐四年湖廣總督吳文鎔、侍郎曾國藩の要請を受け、黔勇六百人を率いて湖北に出兵した。胡は曾を助けて武昌爭奪戦に参加し、何度も武昌を失いながらも、羅澤南、彭玉麟らと共についに咸豐六年武昌を回復する。この間その功によって胡は湖北按察使から布政使、更には巡撫へと昇任する。そして咸豐八年には、李續賓らと協力して九江を、そして咸豐十一年には安慶をも回復する。ところで當時中央政府においては、御前大臣肅順、潘祖蔭等が湘軍の指導者である曾國藩と胡林翼等の軍事的、行政的能力を高く評價していた。⁽⁶⁸⁾ それで兩江總督何桂清が太平軍のため南京を攻略された責任を問われていたので、その後任は曾か胡にしぼられていた。結局、胡は病死したので、のち曾が兩江總督になった。胡の歿後、李續宜が安徽巡撫から湖北巡

撫に調任し、彭玉麟が安徽巡撫となった。

この胡と共に太平軍鎮壓に貢献したのは左宗棠である。先述したように胡と左は同省人として早くから交流があったが、太平天國の亂が勃發すると咸豐二年黎平知府であった胡の推薦によって左は江忠源と共に湖南巡撫張亮基のもとにはせ參じている。⁽⁶⁹⁾ここで左は曾國藩や郭崇燾や江忠源と太平天國對策を論じている。そして太平軍が通過した後の湖南の行政再建のため張とその後任の駱秉章の幕友となる。咸豐五年四月、左は駱に對して揚州で實施された貨釐を湖南でも行なうことを進言し、黃冕が試行することになる。⁽⁷⁰⁾ついで漕糧浮折の改革にのりだす。この湖南での改漕が手本となって、のち湖北・江西でも改漕が行なわれることになる。かくして咸豐六年、曾は左を軍餉を接濟するの功によって兵部郎中に保奏し、胡も亦た左を將才ありと推薦する。しかし左の軍餉接濟のための諸政策に不滿をもつ官軍の指揮者もいた。咸豐九年左は軍事のことで永州鎮總兵官樊燮と對決し、樊を應援する湖廣總督官文に彈劾された。⁽⁷¹⁾官文は滿州旗人の出身で荊州將軍から湖廣總督に横すべりした人であるが、これは漢人官僚の巡撫を牽制する意味もあった。⁽⁷²⁾官文自身は無能な上にその門丁達は官文の權をたのんで納賄することがあり、これが胡林翼をなやましていた。特に胡が喪に服して歸郷中、官文の門弟が軍餉を横流しする事件があり、これが發露すると官文に事件のもみけしをたのんだ。こんな時に、先述した樊燮事件が發生した。⁽⁷³⁾胡は歸任後これらの事を知り、官文を彈劾しようとしたが、事情を調査にきた戸部主事の閻敬銘にたしなめられてそれはやめた。その理由はこの非常時に總督と巡撫は協力して事に當らねばならないし、官文もこれを機に胡と相談して事を運ぶであろうということであった。⁽⁷⁴⁾しかしこの事件は胡の湖北における行政的權限を強化することになった。胡は曾國藩に書を送り、密かに左の獄を解くよう要請した。中央政府にあっては編修郭嵩燾が盡力し、潘祖蔭の奏保もあって、左は咸豐帝の特詔により四川軍務を督辦させることになった。⁽⁷⁵⁾しかしその軍事・行政的才能をみこんだ曾や郭の推薦もあって左は江南軍務を督辦することになり、その後、江西・安徽においていかに実力を發揮し、咸豐十一年には浙江巡撫に昇任するのである。

以上考察したように太平軍との戦鬪という非常時に、戦争の渦中にあった地方にあっては、地方官の任免は變則的なものになっていた。特に長江沿岸の各省——湖北・安徽・江西——においては、巡撫以下知縣に至る文官、また武官も陣歿するものが多く、その人事は異例となっていた。江忠源・羅澤南・胡林翼・左宗棠にしても平時にあっては先述したような昇進はなかったであろう。もっともこの非常時にあつても回避の原則はきちんと守られていた。そこで湖南出身の官僚は郷里の湖南ではなく専ら近隣の各省の地方官になっている。そしてその數は他省出身者に較べて壓倒的に多かつた。⁽⁷⁶⁾しかしこれら湖南出身の地方官は、ほとんど彼等の故郷で結成された湘勇を基盤として擡頭してきた關係もあつてそれとの間には密接な關係があつた。湘勇は當初にあつてはその戦鬪範圍が湖南省に限定されていたが、太平天國の戦火が江西・湖北・安徽に擴大するにつれて出境するようになった。それと共にこれら各省に赴任していた湖南出身官僚の管轄下に入るようになった。そればかりか八旗・綠營出身者も進んで湘軍最高指揮官である曾や胡などの湖南官僚の指揮下に入るようになり、ここに湘勇を中核とした軍團が形成されるのである。そしてその軍團の中心が、胡の行政官としての赴任地湖北となつたのである。⁽⁷⁷⁾ここに湖北における軍政・民政の實態を説明することが、湖南官僚擡頭の背景を検討するために重要と思われるので、次章ではその點について考察することにしよう。

四 胡林翼の用人、吏治、理財策

胡林翼は咸豐五年三月署湖北巡撫となり咸豐十一年病歿するまで湖北の行政に携つていたが、ここでの彼の任務は戦亂の渦中にあつた湖北の復興であつた。そのために吏治を正し、民生・財政の安定を圖ることが急務であつた。そしてこれを可能ならしめるのは、地方官に人材を登用することであると考え、これこそ凡ての政治の基礎であるといふのである。彼は

天下は盜賊を以て患と爲す。而れども天下を亂す者は盜賊に在らず。而して人才出でざるに在り。人の上に居る者、

才を求むるを知らざる耳。〔胡文忠公年譜〕 咸豐八年十一月の條)

とのべ、盜賊よりも有能な官が不在なことに天下が亂れた原因を求めている。また地方の實態を視察した曾國藩も

今日當に講求すべき所の者は、惟だ用人の一端に在るのみ。方今人才は乏しからず。〔清儒學案〕百七十七「應詔陳言

疏)

とのべ、人材登用の方法として、轉移の道、培養の方、考察の法をあげている。轉移の道とは、有用の才ある者を拔擢して任官させることを言うのであるが、これは當時任官の基本とみなされていた科舉取士にこだわらず徵辟の法をより多く導入することを暗示したものである。曾の幕客であつた薛福成は

是故、科舉取士を以てすれば、諸弊皆な絶つと雖も、百人にして僅かに一人を得るのみ。徵辟取士を以てすれば、弊端偶たまに見わると雖も、十人にして四五人を得るべし。〔薛福成『庸庵文外編卷一』「選舉論中」〕

とのべ、古の徵辟の法になつた今の考廉方正と各省の優貢をもつと盛んにすべきだとのべ、具體例として考廉方正によつて任官した羅澤南や嚴如煜の才は、科舉で任官した人以上に有能であつたといっている。更にこの徵辟の士に、地方の保甲、擁租、捕盜等の實務的な任務を擔當させ、近世以降、行政權に入りこんできた吏胥の權限を縮小させようとするものである。そのため徵辟の士は出身地で任命させるべきであるといふのであるが、これは出身地で任官させない回避の制の一部手直しを要求したものである。

次に曾の言う培養の方とは、士大夫に古來の成敗を考えさせ、國朝の掌故につき封(駁)せしめることであり、實を崇び浮を黜しそけることであるという。薛福成は科試に策論を取り入れることが、浮靡を黜け實學を崇ぶことであるという。ここに通鑑・通考・通典等の史書や法制書や、特に國朝の掌故の學、更には讀史方輿紀要等の地理書や孫子等の兵法書の研究が實學として尊重される。こ(78)こでいう實學とはいずれも經世の具に資するものであり、これこそ科試の主要課目とすべきであつて、小楷の精や試律の巧を尙ぶ今の科試は改めるべきだといふ。

この薛の意見はすぐ實現するものではなかったが、經世を考える士人の共通の認識となつてきており、やがてその方向に向けて進むことになるのである。次に考察の法であるが、薛の曾に上った書の中で、州縣の吏治を澄ませるためには考課を行なうことが肝要であるといっている。これは官の勤務評定の必要性を論じたものである。

考課の州縣に行なうは、始めは其の選を慎にするに在り。繼いで其の廉を養うに在り。究めるに其の才を盡くすに在り。(薛福成『庸庵文編卷一』「應詔陳言疏」)

とのべ、考課は選任の時點から始まつているが、任官後はその才を發揮させる目的で行なうべきであり、この慎選・養廉・盡才は一も缺けてはならない。そして考成後、卓異者は不次に優擢してその氣を勵ますべきであるという。この隨宜超擢せよという意見は、長年にわたつて官界で慣例化していた人事の原則を打破するものであった。

ところでこの人事における破例を主張し、實行したのが胡林翼であつた。彼が破例を主張するのは、官に實務に堪能な公正な人を緊急に選任するためであつた。湖北巡撫となつて湖北の收令官を考察した後、彼は

湖北收令、多く人を得ず。其の已に擾みだされる者、卅餘州縣、元氣傷殘して良莠分たず。其の未だ擾みだされざる者、卅餘州縣、官は民を讎あだし、而して民は且つ官を讎す。夫れ吏治の脩らざるは、兵禍の由りて起る所也。士氣の振わざるは、民心の由りて變ずる所也。(『胡文忠公年譜卷二』咸豐六年十二月の條)

とのべ、行政に攜きわる官が不良であることが民變の起つた理由であるという。そして更に

夫れ州縣の所謂小事は、即ち百姓の大事也。今日の所謂小賊は、即ち異日の大賊也。(右に同じ)

とのべ、人民の實態を知らず、またその心を察しない行政が累積して、今日の大亂を招いたという。ここから彼は、地方の急症を救うは、選將に如くは莫し。國家の眞病を醫すは、察吏に如くは莫し。兵事は治標の如く、吏事は乃ち治本なり。(右に同じ)

蓋し官吏人を得れば則ち利源開かる可く、將領人を得れば則ち疆土保つ可し。兵事 吏事固より相い表裏と爲す者

也。〔『胡文忠公年譜』咸豐九年二月の條〕

とのべ、兵事と吏事は相い表裏の關係にあり、その兵事における選將と、吏事における察吏の重要性を指摘している。選將とは將才のある指揮官を選任することを言い、察吏とは行政官を考察することを言うのであるが、ここでは察吏について彼の考えをのべよう。彼は、察吏・選任において破例を主張する。

林翼昔年政に従い、天下の督撫藩臬を見るに、一差一缺、一も例に照して行なわざるは無く、即ち一も私を挟みて以て徇わざるは無し。……昔黔湘に在りて藩臬某某を見るに、開口便すなわち言うに、例は某公湖南に在るが如しと。一事も例に照さざるは無く、實は則ち一事も眞に例に照らす無し。……故に曰く、例に循へば廻たまたち適あたま以て其の私を快くするに足る。故に林翼破格を願いて一人を以て其咎を執る也。〔『胡文忠公年譜』咸豐七年の條、引用「胡文忠公遺集」卷六十

五 致兩司書

とのべ、從來の慣例に従って人事を行えば、そこに京官の囑託があつたり、吏胥の賄求があつたりしてかえつて害が多い。だから自分は民の立場にたつて眞に賢才有能な官を拔擢するといふのである。かくして彼は、

鄙意條目を編列し、事實を徵求し、司道府に飭して各々知る所を挙げしめ、その賢才異能あれば、必ず度外汲引する者を須もとつて另に一格を列し、均しく公牘を以て舉薦す。〔『胡文忠公年譜』咸豐八年十一月の條〕

とのべ、賢才賢能を積極的に司道府に推薦させている。そしてこれこそ湖北政治の大事だといっている。彼は湖北に求賢の方略を定めようとしたのである。そして巡撫の権限を活用して可能な限り能官の保舉と不能官の革職を上奏している。ここに多數の能官が拔擢される一方では、鎮道守丞以下數十人が劾罷(79)されている。彼は省下の實態を知るためくまなく四方を視察して小吏・末辦といえどもその意見にはよく耳をかけたという。そして彼は忠亮弘濟の才のある官や士を疏薦(80)し、また任官させている。中でも咸豐十年の疏薦では十六人が推舉されている。すなわち、江西廣饒九南道沈葆楨、按察使銜

浙江記名道李元度(81)の二員の封疆藩臬への昇任、湖南在籍四品卿銜兵部郎中左宗棠、湖南同知銜候選知縣劉蓉の二員には湖

南で鄉勇を募らせ江西浙江皖南への救援、編修劉熙載⁽⁸²⁾、順天府丞毛昶熙⁽⁸³⁾、御史薛鳴皋、尹耕雲⁽⁸⁴⁾、戶部郎中楊寶臣、吏部主事梅啓照、刑部主事范泰亨⁽⁸⁵⁾、河南知縣田王梅の八員、及び湖北藩司嚴樹森⁽⁸⁶⁾、湖北安襄鄖荆道毛鴻賓⁽⁸⁷⁾、兼管糧臺戶部外郎閔敬銘⁽⁸⁸⁾、湖北記名道邢高魁⁽⁸⁹⁾の四員の破格の昇任である。この内京師關係の疏薦には、郭嵩燾、曾國藩の意向も反映していたようである⁽⁹⁰⁾。また彼の治政下の湖北では、この他湖北布政使（藩司）羅遵殿⁽⁹¹⁾、莊受祺⁽⁹²⁾、唐訓方⁽⁹³⁾、湖北糧臺屬雲官、蔣照⁽⁹⁴⁾、張曜孫⁽⁹⁵⁾、荊州知府唐際盛⁽⁹⁶⁾、德安知府黃式度⁽⁹⁷⁾、武昌知府蔣凝學⁽⁹⁸⁾、麻城知縣汪敦仁⁽⁹⁹⁾、蒲折知府孫守信⁽¹⁰⁰⁾、荊州同知周樂、鄭蘭、署宜昌府同知姚震宗⁽¹⁰¹⁾、署襄陽府方大湜等⁽¹⁰²⁾が能官として任用されている。

ところで破格を主とする胡の人事には幾つかの特色がみられる。一つは軍餉を司る糧臺の權限を強くしたことであり、ここに理財にたけた能官を配置したことである。この點について羅爾綱は、

胡林翼湖北に巡撫たるに、承平の舊制を破り、另に其個人直轄の湖北總糧臺を設歸し、何項の進款を論ずる無く、都糧臺の徵收に歸し、何項の開支を論ずる無く、多く糧臺に飭して批發す。藩司過問するを得ず。國家命官、職は虛設に同じきが如し。〔清季兵爲將有的起源〕『中國近代史論叢第二輯』

とのべ、羅氏は胡が糧臺を直轄にして、地方財政を私有化したものとしてとらえている。確かに等餉の權は巡撫の（羅氏は將帥と記す）專擅するところとなった面もあり、以後の督撫の權限強化の契機ともなった。しかもこの糧臺の缺は、彼の意中の人を選任しており、中央政府は形式的に承認するだけであつた⁽¹⁰⁴⁾。

次に湖北の安陸・荊州・德安等の軍略上、行政上の重要な缺に、彼の腹心の部下や、湖南出身者を多く任命している點である。上記の内、湖南出身者は、李元度（平江）、左宗棠（湘陰）、劉蓉（湘鄉）、唐訓方（常寧）、邢高魁（湖南）、唐際盛（善化）、黃式度（善化）、汪敦仁（湖南）、孫守信（善化）、周樂（善化）、蔣凝學（湘鄉）である。その他、先述した羅澤南の門弟達も、羅の死後ほとんど胡と曾國藩の推薦によって湖北の重要缺に任命されている。

彼は治下の湖北において、巡撫の命令系統が貫徹することを強く望んでおり、そのため從來の慣例を破って徹底した能

力主義によって、彼の意中の人を大膽に採用した。そこには上官と下官との間に強い信頼關係がみられた。そしてこれは彼の出身母胎である湘軍にみられた特色であった。王闔運⁽¹⁰⁵⁾は

湘軍の制に従えば、則ち上下相維^{つな}ぎ、將卒親睦し、各々其長を護る。其將死し、其軍散じ、其將存し、其軍完うす。

(『湘軍志』「營制篇」)

とのべ、湘軍にあつては、將卒の上下關係が整備されており、これが湘軍が強力であつた理由としてゐる。彼はこの湘軍の命令系統のしくみを地方行政に生かそうとしたのである。この胡の用人・吏治策が一定の成果をあげたことは否定できない。

胡林翼能く吏治を整飭すれば則ち、凡そ守土の責有る者、皆な人民の生命財産を顧惜するを知る。而して人民室家の樂有り。能く餉需を籌備すれば則ち、凡そ敵を禦するの責有る者、皆な人民の生命財産を保護するを知る。而して人民鋒鏑の患を免る可し。且つ吏治を整飭すれば、其の惠は本省の人民に及び、餉需を籌備すれば、其の功は他省の人民に及ぶ。九江を克し安慶を復す楚軍の功は、此に於て見ゆ。蓋し擾攘の秋に當り、吏治を整飭するは最要と爲り、餉需籌備するは尤も要爲り。……(『胡林翼巡撫湖北、整飭吏治、籌備餉需論』「清史論」所收)

とあり、地方長官としての胡の業績を評價している。これを文字通り受け取るかどうかは別として、この時期になつて湖北の行政に刷新の徵候がみられた點は指摘しておきたい。それは理財についての彼の策を検討すれば一層明らかになる。そこで次は彼の理財策に焦點をあててのべることにしよう。

理財についての彼の考えは、(『理財の道、仍お得人を以て先となす』)⁽¹⁰⁶⁾とのべているようにやはり治人を重視する。このため彼は實務能力があり、しかも理財に明るい公正の士を拔擢する。彼は湖北巡撫になると永年の積弊と軍興のため破綻に瀕していた湖北の財政再建に取りくむ⁽¹⁰⁷⁾。しかし彼の在任中は戦亂の最中であり、必然的に軍餉を捻出することが急務となつたが、それと共に清朝治下に服した湖北の財政を再建することこそ行政官としての彼の最大の任務であつた。まず軍

餉捻出のため彼が行ったのが、揚州仙女廟章程で始まり湖南でも實施された釐金を湖北でも實施することであつた。⁽¹⁰⁸⁾咸豐六年、彼は武昌の新提沙市、簪洲施南の各處に釐局を設けたのである。また長江淮引が阻絶し、商販が川鹽を販賣していたので、荆宜施道莊受祺、荊州同知鄭蘭に檄して課鹽局を宜昌沙市に設けさせて鹽稅を試權している。そして省城には鹽茶牙釐總局を設け、道員李蔭棠にこれを總^すさせている。⁽¹⁰⁹⁾ところで、この稅釐出納を司つたのが糧臺厲雲官と知府蔣照であつた。特に蔣照が會計上の實務を擔當した。彼は月ごとに釐鹽局に入る錢十八萬緡を湘營を始めとして各營にわりあてて尙年に十八九萬緡を贏^{あま}す具體案を呈示している。⁽¹¹⁰⁾

ところで胡は釐金の徵收を行なう反面重賦の一つであつた錢漕に對しては寛減を行なうのである。その理由として故に其意に錢漕を寛^{ゆるやか}にするは、本計を培いて厚きを農民に致す所以なり。其法に釐金を嚴にするは、財源を開きて力を兵事に致す所以なり。獨り商賈を苛しくするに非ず。商は末を逐い利を取ること厚し。綱算も亦便なり。農は勤に力め、利を取ること微なり。一分を損じて一分の益を受くるは、根本を培う也。若し俗吏の志の如くせば、則ち必ず加賦加畝を以て、費して得計を爲す。是れ將に重ねて吾が楚民を困しめん。『胡文忠公年譜』咸豐六年「遺集卷六十己未致陳秋門給諫光亨書」

とのべ、農は勤に力めて利を取ることわずかであり、商は末にして利を取ることが厚いから釐金を徵收するのは必然だと考えるのである。ここには傳統的な理財觀が見えている。つまり農業を國家經濟の基本と考え、農民を優遇して生産意欲を興させるような治政をすることこそ國家財政・民生安定の基礎であり、商品販賣により利を追求する商業は、國家にとつては末端行爲であるからむしろ抑制してもよいというのである。しかし釐金については、民生の利を損なうものとしてその停止を主張する意見もあつた。その意見が曾國藩の幕友であつた薛福成によつて主張されている點に注目したい。彼は

夫れ釐金は百分毎に其一を取る。諸商に征^とる者、多く爲さざるに似たり。然れども福成親見する所の者を以て之を論

するに、即ち江北淮揚等の處の如きは、江寧藩司設くる所の釐局りきう自り外、漕捐、河捐、撫捐、糧臺捐有り。（『庸庵文外篇』卷三「厚民生」）

とあり、本来の釐捐の他、凡あちゆる種類の捐金が徴收されて、このことがかえって利を追求する商人に幸いして、小民の生計を苦しめることになっているから釐金徴收よりも、綠營などを減じて、經費を節約することこそ先決であるという。ここには釐金徴收をあくまで一時の計と考える意向があった。薛の考えも、民生の安定では釐金徴收という新たな徴税よりも、従来の徴税體系にみられる問題を調査してそのゆがみを正すことがより肝要であると考えていたのであり、この點では胡と同意見であった。

ところで従来の徴税體系で胡が一番問題としたのは、正額徴收以外に浮收があまりにも多いということであった。當時國家が農民より徴收する税として、田賦と共と漕糧があったが、彼は特に漕糧の問題につき取り組んだのである。

公は漕糧を以て湖北の大政と爲す。⁽¹¹²⁾

とあるように、今や漕糧こそ浮收の最たるものと考えた。⁽¹¹³⁾ 湖北の漕糧には、北漕（通倉に兌運するもの）と南漕（荊州に供し、滿營及び各綠營の兵食にするもの）と二種類あり、北漕は正耗米十六萬三千石、南漕は十三萬八千石であった。⁽¹¹⁴⁾ この漕糧に浮折がめだつようになるのは、嘉慶年間以後である。漕糧はもとと米を徴收することになっていたが、州縣官はそれを錢に折して納めさせるようにした。ここに州縣によって差異があり、混亂が生じた。

其の徴收折色、多寡同じからず。本色は折色より多き者有り。折色は本色より多き者有り。全收折色する者有り。亦、本折各半する者有り。その折錢、每石或は五六千、或は七八千、或は十二三千、或は十五六千 竟に多きこと十八九千なる者有り。その浮收米、每石或は五六斗、或は七八斗、竟に加へて三石零に至る者有り。（『胡文忠公年譜』咸豐

七年九月の條）

とあり、徴收に差異があっただけでなく、その折錢の割合も増える傾向にあった。ここに胡はこの惡弊を除去するため、

漕糧折價を明定し、大較四千文から六千五百文以内にとどめるようにし、それ以外の浮收を嚴禁した。しかし浮收の原因となるのは折色だけでなく、漕運に伴なう水脚耗米、由單、串票、様米號錢などもあり、これらの革除も斷行した。次に州縣の冗費、及び各道府、丞倅、尹尉各官に供される一切の陋規、雜費や、また院署、司署、糧道署及び本管道府署の書吏に供される房費、州縣書差の飯食、紙張等の費などさまざまな冗費を裁革した。このため彼は藩司馬秀儒⁽¹¹⁵⁾、臬司羅遵殿、署糧道張曜孫、署武昌府知府嚴樹森、漢陽府知府如山と悉心籌商している。そして

竊謂うに、浮收を禁ぜんと欲すれば、當に先づ冗費を革すべし。現に已に道府大員を遴委して各縣に馳詣し、情形を體察し、情面を破除し、冗費を刪し、以て其源を澄す。折價を定め、以て其流通を清め、州縣に令し吏に飭して遵行せしめ、刊布示諭して、民をして曉り易からしむ。（『胡文忠公年譜』咸豐七年九月の條）

とあり、冗費を裁革して、折價を定めて流通をスムーズにすれば、民生の安定に寄與するといふのである。ところで冗費が多くなると困るのは、結局漕糧を納入する糧戸であつた。この點について胡は、

夫れ州縣既に冗費多ければ、勢として糧戸に向つて浮收せざるを得ず。州縣既に浮收あれば、勢として刁民の挾制を受けざるを得ず。是に於て大戸折色の價日に減じ、小戸折色の價日に増す。（『胡文忠公年譜』咸豐七年九月の條）

とのべ、糧戸といつてもその負擔は大戸にからず小戸のみに集中する點を指摘した。ここであつた大戸とは、巨産を擁する紳・土豪地主などを指しているようであり、中には生員・監生として州縣の政事にも關與していた階層を言っている。

又、劣監、刁衿の包攬完納有りて、其れ小戸より零取する者なり。（『胡文忠公年譜』咸豐七年九月の條）

とあり、この劣監、刁衿こそ郷民が「訟棍」、と稱呼しているもので、官からも「蝗蟲」として恐れられていたものである。彼等は州縣浮勒の短を挟み、州縣浮勒の肥を分ち、一たびうまくいかないと相率いて告訐し、甚だしくは衆を聚めて哄倉し、名は民の爲に命を請うといつても實は則ち己が爲に贏を求めるといったものであつた。かくして官衙にあっては

書吏が、鄉村にあつては劣監、刁弁が小戸より浮收誅求するので、小戸はその苦しみにたえず、しばしば闖漕の案を惹起するに至つた。また中には田地をすてて流徙竄亂せざるを得なくなつた。太平天國や捻軍等の宗教反亂がこのような農村の疲弊に原因があることを察知していた胡林翼・左宗棠を始めとした有能な實務官僚が農村復興と民生の安定に意を注いだことは十分伺われる。⁽¹¹⁶⁾ かくして胡は咸豐七年武昌に清查局を設け、太平天國軍通過後の州縣の倉庫錢糧交代を調査した。すなわち彼は地方官の交代に際し、錢糧浮收狀況を徹底的に監査した。また理財は人なりという觀點から寶善堂をたて、賢俊なる者を延してその才德を察し、隨宜任使した。⁽¹¹⁷⁾ 更に林則徐の豐備倉の遺法に基づき富民に勤めて捐輸させ、積石十五萬石有奇に達した。そしてこの法を襄州・荊州・黃州などの主要地域にも推行し、饑饉に備えさせた。⁽¹¹⁸⁾ この勸捐による豐備倉設置という社會福祉政策は、陶澍・林則徐の遺法であり、胡が鄉村の再建にとってこれが何よりも重要な施策であると考えていたものである。⁽¹¹⁹⁾ ところが財政再建・民生の安定のための重要課題として水利があつた。胡は湖水治水の對策をたてている。咸豐九年十月、胡は邢高魁の稟を受け、鍾隄潰口を修築するが、その費用として糧臺から錢一萬串、釐局から錢二千串を借款して、各邑の紳民に籌修を行わせている。そして

伏して思うに茲軍餉喫緊に當り、此等の借款は、^{すゝめ}亟に應に籌還すべし。但、去秋より以來、畝費を籌集するに、胥^こな災鄉に屬す。或は典衣變產し、或は傭工小質し、甚だしくは賣妻鬻子して、以て萬一に隄費を助くる者にして、目前の苦を忍びて、以て後日の安を圖らざるは無きに至る。⁽¹²⁰⁾ 『再續行水金鑑』卷九「湖北巡撫胡免還借款、飭府行知札」

と邢が實情をのべ、罹災地區の免還を要請したのに對して胡は同意したのである。胡はこのように罹災の區の民から水利費用を捻出することをさせ、湖北の大吏や安陸府の各屬官吏から捐金させ、また漢水沿岸の孝感・應城・漢川三縣から籌費協修させるなどをして鍾隄潰口を修復したのである。かくして鍾祥縣の民は知縣邢の功績をたたえて邢公碑を立てたといふ。⁽¹²¹⁾ 胡は咸豐十年、吏治・理財策を一層實のあるものにするため、忠亮弘濟の才をもつ士として沈葆楨以下十六人を疏薦したがその中に湖北記名道に昇任していた邢も含まれていた。彼は邢を「樸誠質直・遇事求實」と稱している。⁽¹²²⁾

このように胡は吏治・理財に功績のある治下の能官を次々に破格に録用したのである。このような胡の治政につき、

胡林翼の綜覈の才は一時に冠絶す。毎に理財の中に於いて、暗に察吏の法を寓す。〔胡文忠公年譜〕咸豐十一年八月の

條〔曾文正原奏〕

と評されているが、この理財のためには察吏の法こそ大切であるというのが彼の基本的な思想であった。また胡の吏治、餉需策に對し、

其の吏治を整飭する也、法は苟ならずして吏肅たり。其の餉需を籌備する也、農は病まずして課充ち、法苛ならず。

〔『清史論』咸豐朝「胡林翼巡撫湖北整飭吏治籌備餉需論」〕

とのべ、その治政を評價している。そしてその治政は史上最高の能官と言われた諸葛亮、蕭何以上であり、もし胡がもう少し長生きしていたならば、その中興の功は、曾・左の下にはならなかったであろうという。この『清史論』は民國六年に編集されたものであり、清朝體制をなかしむ者の評價と言ってしまうば簡單である。⁽¹²²⁾しかしこの評價が一面當っていることは、今まで敘述してきたことで明らかであろう。胡が咸豐期にみせた湖北の吏治・理財策は其後の漢人官僚の政策に大きな影響をもたらし、そのモデルとなったのである。従って胡の政策をただ太平天國鎮壓の爲とか、清朝專制君主體制擁護の爲とかということにとらえるのではなく、當時の歴史的な條件なり環境の上で、もう一度検討し直す視點が肝要であるといえよう。

おわりに

以上筆者は清末湖南出身官僚が政治的舞台に登場してくるその思想的・軍事的・行政的背景について考察してみた。すなわち思想的背景として湖南で始まった朱子學の經世的側面について検討し、それが何等かの形で湖南官僚の思想を支えていた點を明らかにした。軍事的背景として太平天國との對抗上結成された湘軍の人的構成について検討し、それが湖南

官僚集團に連っていることを明らかにした。行政的背景として湖南官僚の内、太平天國初期に湖北の行政を擔當した胡林翼の治政について検討し、それが道光期に内政改革に實績のあった陶澍・林則徐の治政をつぐものであった點を明らかにした。これら湖南官僚の内政改革が長年にわたる清朝の吏治・理財の積弊を決して一掃するものにはならなかったが、この難題に對處しようとした一部改革派の行政官の治政は、みのがしてならないであろう。⁽¹²³⁾

この小論は湖南官僚擡頭の咸豐年間についてのべたものであるが、湖南官僚が更に活躍するのは、次の同治・光緒年間であるし、また洋務から變法期にかけて湖南・湖北は政治の表舞台ともなった。筆者は中國近代における思想・軍事・行政改革の源流は湖南・湖北にあり、それが太平天國との抗争の中から生じたものであると考えるのであるが、この點については今後太平天國の治政を検討する中で考察しようと思うものである。

註

(1) 蘇輿編『翼教叢編六』「葉吏部答友人書」に、「湘學肇于齋熊、成于三閭。宋則濂溪爲道學之宗、明則船山抱高蹈之節。

迨乎乾嘉以後、吳越經學之盛、幾于南北同宗。湘人乃篤守其鄉風、懷抱其忠義經世之作、開風氣之先云云」とあるが、これは變法期の反改制論者、葉德輝が康有爲の思想を攻撃するためにのべたものであるが、湘學の一面のあり方を示している。また、王安定撰『湘軍記』卷一「粵湘戰守篇」には、湖南の經世學は嘉道期に勃興したことが指摘されている。

(2) 『清史列傳』卷六七、唐鑑傳參照。

(3) 蕭一山『清代通史』卷中、「經學之反動」參照。

(4) 魏源『古微堂文集』、「武進李中耆先生傳」參照。

陳耀南『魏源研究』附篇「唐鑑」の項に「明學之弊、在於空

疏虛玄。乾嘉考證、又排擊心性、不講義理。確要、卽物窮理、然後可以實事求是。唐鑑這箇宗旨、實在和魏源的信仰、基本上是一致的。」とのべている。

(5) 陳耀南 前述の書參照。

(6) 拙稿「魏源經世思想考」『史林』五四卷六〇號參照。

(7) 『清儒學案』卷一六七、「叔績學案」に「其爲學於經史訓詁音韻厯算地理靡不研討。」とある。また陳氏前述の書に、鄒は魏源の著述上の好助手であり、魏源との共撰の「堯典釋天」一卷なる著があると指摘する。また、支偉成『清代樸學大師列傳』「湖南派古今文兼采經學家列傳」に鄒漢勳（勛）を取りあげている。鄒漢勳、字は叔績。

(8) 『桐城文字淵源考』卷十一によれば、彼は湖南桐城派の一

員として姚鼐、毛嶽生と共に活躍したとある。また『清儒學案』『叔續學案』によれば、湖南文獻搜討に鄒漢勛と共に盡力しているところ。また鄧は魏源の多年の好友でもあった。鄧頭鶴、字は子立。

(9) 高田淳『王船山詩文集』東洋文庫、「王船山の詩文と生涯」に、王世全は王船山の子孫で、商業により富を得、刊行の出資をしたこと、この遺書は、王船山六世の孫、王承儉家藏の遺書に據り、鄧願鶴が校閲を行ったもので、湘潭の王氏本と稱せられるという指摘がある。

(10) 『汪梅村年譜稿』同治二年の條参照。

(11) 『郭嵩燾先生年譜』同治九年の條参照。

(12) 『清儒學案』卷一七〇「羅山學案」によれば、賀長齡、唐鑑等湖南の理學者によりその學は重んぜられた。また、錢穆『中國近三百年學術史』第十二章に、曾滌生(國藩)に付して羅の學術の大要を述べ、「其爲學主於性理、而求經世。蓋一時湘學風氣然也。」と評價する。また同學の郭嵩燾に「羅忠節公年譜」がある。

(13) 『清儒學案』卷一七〇「羅山學案」姚江學辨参照。

(14) 羅澤南と曾國藩の交流は、『羅忠節公年譜』咸豐元年の條によれば、咸豐元年頃より始まっている。

(15) 羅澤南と胡林翼との交流は、薛福成『庸庵文編』卷四、「敘益陽胡文忠公御將」参照。

(16) 『左文襄公年譜』道光十一年の條によれば、羅と左は、賀照齡のもとにあつて義理經世學を學んだ。

(17) 『羅忠節公年譜』道光十八年の條参照。

(18) 『羅忠節公年譜』道光二十四年の條参照。

(19) 『清儒學案』卷一七〇「羅山學案」に朱孔彰の「羅山弟子目錄一篇」をのせている。それによると、李續賓、李續宜、王鎔、劉騰鴻、蔣益澧、等二十七名があげられている。

(20) 蕭一山『清代通史』卷中「經學之反動」

蕭の見方によれば、唐鑑、姚鼐、戴震がみな學問に義理・詞章・考據の三門があるとし、經濟を義理の中に包攝したのに國藩は不服を倡え、禮門の政治の科に當る經濟の學を加えて四つとすべきであり、先王の道にいゆる己を修め人を治め萬彙を経緯するものたる禮學こそ中國學術の正宗であつて、四つの學問の總合體であるとする。そして禮學は古代の經世學に外ならないとする。

(21) 『清儒學案』卷一七七「湘鄉學案上」「聖哲畫像記」。

(22) 大谷孝太郎『儒將、曾國藩』第八章、参照。

(23) 孟森『清代史』第五章「咸同之轉危爲安」参照。

(24) 『清儒學案』卷一七七「湘鄉學案上」「聖哲畫像記」に「秦尚書意由、遂纂五禮通考、舉天下古今幽明萬事、而一經之以禮、可謂體大而思精矣。吾國畫國朝先正遺像、首顧先生、次秦文恭公、亦豈無微旨哉」とあり、また『同書』「湘鄉學案上」「覆夏弢甫」に「秦氏五禮通考、可以通漢宋二家之結、而息頓漸諸說之爭」とある。

(25) 拙稿「包世臣の實學思想」『東洋史研究』二十八卷二、三合併號。

(26) 王先謙『荀子集解』「君道篇」参照。荀學は曾國藩の幕友の一人、俞樾も究めた。尙、王先謙は湖南省長沙の人で、「皇

『清經解續篇』を編纂し、その中に「船山遺書」も収めている。

(27) 大谷孝太郎 前述の書、参照。

(28) 『胡文忠遺集』卷六十六「復監利縣唐鶴九」に、「閣下誠能以居敬窮理之功、爲除暴安良之用、則高明沈潛、剛柔交濟、知以學道爲愛人之本、自不難教養兼施也」とあり、胡も曾と同様、居敬窮理、剛柔の説を重視していた。

(29) 大谷孝太郎 前述の書に詳細な研究史が記述されているので参照されたいが、其後の中國における曾國藩研究の一、二の例をあげておこう。

劉季高「評桐城派社會主義社會有無作用」『桐城派研究論文集』一九六三 には、「在思想內容方面、桐城派是配合清朝封建統治者思想統治政策、在程朱理學的基礎上、宣揚封建道德和封建禮教來麻醉漢人的民族意識、便其效忠于清王朝、從而鞏固其封建統治服務的反人民的奴才思想。姚瑩、曾國藩的鎮壓太平天國革命運動、便是這一思想的實出體現」とあり、曾國藩の思想を反人民的奴才思想と締めつけている。

ところが最近の研究として、鍾叔河「論郭嵩燾」『歷史研究』一九八四には、「他們在講求格致誠正、修齊治平時、却從宋明理學乾嘉漢學和顧炎武王夫之魏源的經世致用之學中廣泛地吸收營養形成了。曾國藩借姚鼐的話爲義理考據詞章。三者不可偏廢、而又特別注重現實政治的研究、和實踐的所謂經濟之道。曾左彭胡也熟悉民情也深知這種情況云々」とあり、その情況とは、當時清朝の政治が腐敗の極點に達しており、官吏が貪暴で人民が怨怒して内亂が勃發したことでであると指摘している。この研究は、筆者の意圖するところと同じである。

(30) 陶澍と唐鑑は若年より交流があった。陶澍は鑑の祖父唐煥の「尙書辨偽」に跋文を書く。(『陶文毅公全集』卷四十二)、また澍は唐仲冕の墓誌銘も書いている。(『陶文毅公全集』卷四十五、「護理陝西巡撫陝西布政使司布政使陶山唐公墓志銘」)。

(31) 『清稗類鈔』「薦舉類」孫文靖薦陶文毅」参照。

(32) 拙稿「陶澍・林則徐の江南統治策について」『十世紀以降二十世紀初頭に至る中國社會の權力構造に關する總合的研究』所收。

(33) 拙稿「魏源經世思想考」『史林』五四卷六號。

(34) 『左文襄公年譜』卷一 道光十年の條参照。

(35) 『左文襄公年譜』卷一 道光十一年の條参照。

(36) 『清稗類鈔』「知遇類」陶文毅知左文襄」参照。

(37) 『清史稿』卷三八四李象鵬傳參照。また『續碑傳集』卷三李象鵬傳參照。

(38) 『續碑傳集』卷一七「唐確慎公墓志銘」によれば、唐鑑は何日も徹夜して職務を代行したので彼も亦病になったという。

(39) 『清史稿』卷三八四黃冕傳參照。彼は太平天國との戦いにおいて、長沙の守禦策略を建議した。また湘軍を佐け、釐税を創め、茶鹽の利を與して軍餉となすなど經濟官僚としての手腕を發揮し、湖南巡撫駱秉章や曾國藩の信頼を得ている。

(40) 『清史稿』卷三九三李星沅傳參照。

(41) 拙稿註(32)の論文參照。

(42) 『胡文忠公年譜』嘉慶二十四年の條參照。胡林翼の人物傳として、高伯雨「中興名臣曾胡左李」が參考となる。

(43) 『胡文忠公年譜』道光十年の條によれば、字は雲帆、嘉慶

癸酉に拔貢、晩年に石門教諭を授け、湖北巡撫胡林翼の推薦で内閣中書になる。弟子は胡の他、勞崇光、唐際盛、周輯瑞などの官大となった湖南出身者がいる。また『胡文忠公年譜』道光十一年の條に、「蔡先生用錫授經陶氏、公所從受學」とあり、蔡用錫と陶澍及びその子の陶慧箴の關係が記されている。因みに慧箴は若死（瘍）している。

(44) 『胡文忠公年譜』道光二十二年の條參照。

(45) 『胡文忠公年譜』道光十三年の條參照。

(46) 『胡文忠公年譜』道光十六年の條參照。

(47) 『胡文忠公年譜』道光十八年の條參照。

(48) 『胡文忠公年譜』道光十九年の條によれば、陶澍死亡の事をまず蔡用錫に報せている。

(49) 『胡文忠公年譜』道光二十三年の條參照。

(50) 『胡文忠公年譜』道光二十年の條參照。

高伯雨 前述の書にこの間の事情を詳細に記している。

(51) 『胡文忠公年譜』道光二十六年の條參照。

(52) 『左文襄公年譜』道光二十二年の條引用の「上賀蔗農先生書」に、和議の内容を古今未だ有らざる所なりと云う。

(53) 『左文襄公年譜』道光二十六年の條引用の「公子孝同先考事略云、府君於柳莊、莢茶種樹、期盡地利、湘陰產茶、實府君爲之倡」とある。

(54) 『左文襄公年譜』道光二十八年の條參照。

(55) 『左文襄公年譜』道光二十八年の條參照。

(56) 『左文襄公年譜』道光二十九年の條參照。

(57) 『續碑傳集』卷七十四儒學四「鄒叔勛先生事略」によれ

ば、湖南の儒者、鄒叔勛（叔績）は胡のもとに滞在していた。また支偉成前述の書、鄒漢勛（叔績）には、「郡守黃宅中移黔、招之往、爭相延聘、以次佐修貴陽大定興義安順諸志。而貴陽志稿尤詳博、未及刊……留黔五載歸。」とある。

(58) 『清史稿』卷四〇七江忠源參照。浙江省秀水・麗水の知縣となり、咸豐帝の即位に當り、國藩に推薦されたが、父の喪によって歸郷。太平天國の亂が勃發すると、大學士賽尚阿の招きによって郷勇を廣西に送って助けた。この時、都にあつて江忠源を相國祁雋藻に推薦したのが、左宗棠の兄宗植であつた。

『清碑類鈔』薦舉類「左宗植薦江忠烈」について太平軍が上京し、南昌告警の時に、江忠源に従つて江西に赴いたのが、鄒叔勛の弟の漢章であり、侍郎曾國藩新募の楚勇を率いて忠源援助に向つたのが、忠源の弟の忠淑と叔勛であつた。（『續碑傳集』卷七四「鄒叔勛先生事略」）また湖南新寧人、劉長佑は早くから江忠源の友であり、忠源の楚勇に加わっていた。

(59) 『羅忠節公年譜』咸豐二年の條參照。

(60) 『曾文正公年譜』咸豐二年の條參照。

(61) 『郭嵩焘先生年譜』咸豐二年の條によれば、曾國藩に出陣を促したのは郭であり、曾によって團練にかわる湘軍が結成されるのである。

(62) 高伯雨前述の書に「曾國藩此文、對于士大夫の影響最大。固此不僅湖南的知識分子走向他的陣營、團練在一起、即國中其他地方的知識分子也有聞風響應、爲其效力。此亦可謂華宗教與洋宗教的鬭爭了」とある。因みに、この撤文は郭の草案による。

(63) 『郭嵩燾先生年譜』道光十六年の條參照。

(64) 『左文襄公年譜』道光三十年の條參照。

(65) 孟森『清代史』第五章「咸同之轉危爲安」參照。

(66) 『羅忠節公年譜』咸豐六年の條參照。

(67) 羅爾綱『清季兵爲將有的起源』『中國近代史論叢』第二輯所收に、湘軍が自招自練の軍隊であり、兵部に屬していないこと、將帥が兵權、餉權の他、民事の責をも有していた點を指摘する。そしてその契機は、太平軍の興起に際し、綠營軍が無能であることが證明されたため、曾が咸豐二年に新軍を練したことに始まっているという。またその兵は世業の行伍を棄てて自招の山農を用い、將は補選の將辦をすてて鄉黨親信の儒生を延した點に特色があると。

(68) 『清稗類鈔』『薦舉類、肅清薦胡文忠曾文正』參照。

(69) 『左文襄公年譜』咸豐二年の條參照。

(70) 『左文襄公年譜』咸豐五年の條參照。

(71) 孟森『記左文襄被樊燮訐控事』『中國近代史論叢』第二輯によると、樊燮は詞藻で著名な樊增祥の父であり、樊は永州鎮總兵として湖南巡撫洛文忠の下にあった。その閒兵辦を私役したり、營中から提用銀九百餘兩、公項錢三千三百餘串を取るなどの不正があった。左はその事實を洛に進言した。洛はそれをもって樊を參劾したが、樊は都察院に控訴し、官文も亦、左を彈劾せんとした。のち官文は朝廷の意が左を用いる意向があったのを知って、この事件を僚屬と圖つて結案にしたとある。

(72) 『清史稿』卷三八八官文傳に、「初官文由荊州將軍調總督。凡上游荆宜襄鄖諸郡兵事餉事、悉主之。林翼以巡撫駐金口、凡

下游武漢黃德諸郡兵事餉事、悉主之、南北軍各領分地、徵兵調餉、每有違言。武昌既復、林翼威望日起、官文自知不及、思假以爲重、林翼益推誠相結納。於是吏治、財政、軍事悉聽林翼主持、官文畫諾而已。」とあり、また『清稗類鈔』雅量類三四「官文恭不以細故介懷」に「官文恭公文之督兩湖也、胡文忠公林翼爲巡撫。胡心輕之、事多徑行、不與商榷。官所用人、輒爲胡所劾。登之白簡、幕僚皆不平。請之官、將效胡所用者以報之。……」とあり、當初は兵事・餉事・人事において官と胡の意見の相違があった。

(73) 『庸庵文編』卷四「書益陽胡文忠公、與遼陽官文恭公交驩事」に「而文忠遽太夫人喪、得旨賞假百日。營葬後既起視師、駐軍皖鄂之交。省中大政、皆歸文恭主持。文恭聽已革總兵樊燮之訴、奏劾湖南巡撫幕賓今侯相左公。左公爲文忠同學友。文忠嘗薦其才可大用者也。既被嚴劾文忠愠不言。胎書曾文正公、密解其獄、且薦左公襄辦江南軍務。」とある。

(74) 『清稗類鈔』明智類三四「閻文介勸胡文忠勿劾官文」に「官(文)有門丁餉權納賄。府中用財無度。不足則提出軍餉。文忠恆以爲憂。朝邑閻文介公敬銘、時以戶部員外郎總理糧餉。參帷幄往謁文忠、請問言事。文忠屏人、以督府事告之曰、方今籌餉艱難、而彼用若泥沙。進賢退不肖、大臣之職也。而彼動輒乖謬。今若不舉實糾參、恐誤封疆事。閻對曰、公誤矣。夫湖北居天下衝、爲良將勁兵所萃。朝廷豈肯不以親信大臣臨之。……今彼於軍事餉事之大者、皆惟公言是聽。其失祇在私費豪奢耳。至其位置一二私人、可容則容之、不可容則劾去之。彼意氣素平、必無忤也、」とある。

(75) 『胡文忠公年譜』咸豐十年三月の條参照。

『清稗類鈔』薦舉類「潘文勤胡文忠保左文襄」に、「左文襄公宗棠爲官文恭公文所劾。後得潘文勤公祖蔭奏保獲免。……肅順知之、語其幕客高心夔。高轉語王闓運。王又轉語郭嵩燾。郭使王偕高求肅營救。肅允之。……」とある。

(76) 『湘軍記』卷一に、太平軍との抗戦によつて著名となり、のち高官になった湖南出身の人物として、曾國藩、江忠源、王鑫、羅澤南、李續賓、胡林翼、左宗棠、劉長佑、蔣益澧、曾國荃、彭玉麟、楊岳斌、劉錦棠、劉岳昭、劉坤一、楊昌濬、李續宜、劉典、劉蓉、唐訓方、陳士杰、田興恕、江忠義、勞崇光、郭嵩燾、譚鍾麟、黎培敬等をあげているが、總督九名、巡撫十一名に及んでいる。

ところでこのような楚省出身者の榮進に對して、他省出身者の批判も強かつた。例えば、江蘇儀徵の人、張集馨は、『道咸宦海見聞錄』（同治三年の日記）の中で、「楚省風氣、近年極旺。自曾滌生領師后、概用楚勇、遍用楚人。各省共總督八缺、湖南已居其五。直隸劉長佑、兩江曾國藩、雲貴勞崇光、閩浙左宗棠、陝甘楊載福是也。巡撫曾國全、劉蓉、郭嵩燾、皆楚人也、可謂盛矣。至提鎮兩司、湖南北者、更不可勝數。……天地陰陽、一定之理。況國家乎。況一省乎。況一家乎。一門鼎盛、何德以堪。從古至今、未有數傳而不絕滅者。吾爲楚人惧、吾蓋爲曾氏惧也」とある。

(77) 『胡文忠公年譜』咸豐十一年八月の條に「曾文正原奏云……近世將才推湖北爲最名。如塔齊布、羅澤南、李續賓、都興阿、多隆阿、李續宜、楊載福、彭玉麟、鮑超等、胡林翼均以國

士相待、傾心結納。人人皆有布衣昆弟之歎、或分私財以惠其空家、寄珍藥以慰其父母。……其心兢兢以推讓僚友、扶植忠良爲務、外省盛傳楚師協私、親如骨肉。」とあり、湖北での湘軍の結束ぶりを指摘している。

(78) 『胡文忠公年譜』咸豐九年十二月の條によれば、胡は左傳・通鑑などの實用の書に關心を有していた。また『胡文忠公年譜』咸豐十年十二月の條に「擬建箴言書院於瑤華山尊志二卷」とあり、胡は箴言書院を建て後學に有用の書を提供すると共に、禮學の意義をといっている。『清儒學案』『湘鄉學案上』に曾國藩の「箴言書院記」をのせ、これは胡の育才の法に則つて作られたものという。胡はこれら有用の書の編纂を幕友汪士鐸に委任している。

(79) 『清稗類鈔』薦舉類「胡文忠薦舉人材之法」参照。

(80) 『清史稿』卷四一三 沈葆楨傳參照。

『胡文忠公遺集』卷三七「敬舉賢才力圖補救疏」では、胡林翼は沈葆楨と面識がないといっているが、この沈の妻が林則徐の娘であつたことは林を尊敬する胡は當然知っていたであらう。因みに沈葆楨は福建侯官人でのち兩江總督に至っている。

(81) 『清史稿』卷四三二 李元度傳參照。

字は次青、湖南平江の人。因みに李は、『先正事略』の著者。

(82) 『清史列傳』卷六七劉熙載傳「字融齋、江蘇興化人。……道光二十四年進士。改翰林院庶吉士、散館授編修。……以病歸里。巡撫胡林翼特疏薦熙載貞介絕俗。云々」

(83) 『清史稿』卷四一八 毛昶熙傳「字旭初、河南武陟人。(咸豐)八年授順天府丞。胡林翼密疏薦之。云々」『遺集』卷三七

「敬舉賢才力圖補救疏」に胡は毛を品節謹飭、留心吏治と言う。

(84) 『清史稿』卷四二三 尹耕雲傳に「字杏農、江蘇桃源人。

……咸豐八年授湖廣道監察御史、署戶科給事中。時方多事、封章月數上。……胡林翼疏薦耕雲胸有權略、請起用。云々」

(85) 『清史列傳』卷六七 范泰衡傳に付す、參照。

(86) 『清史列傳』卷五四 嚴樹森傳「字渭春、四川新繁人。……道光二十年舉人。……咸豐元年授湖北東湖縣知縣。五年署武昌府又以辦理糧臺、實力籌畫、巡撫胡林翼疏請免補本班。遇有湖北道員缺出、請旨簡放允之。八年授荆宜施道。九年擢按察使。……十年閏三月陞布政使。……胡林翼復薦樹森綜理精密才勝吏事。十月擢河南巡撫。……」

(87) 『清史稿』卷四二四 毛鴻賓傳「字翊雲、山東歷城人。……咸豐五年授湖北荆宜施道、調安襄鄖荆道、歷安徽按察使、江蘇布政使、十一年署湖南巡撫、尋實授。」『胡文忠公遺集』卷三七「敬舉賢才力圖補救疏」に毛鴻賓について胡は「好善嫉惡、秉心公正」という。

(88) 『清史稿』卷四三八 閻敬銘傳「字丹初、陝西朝邑人。……咸豐九年、湖北巡撫胡林翼、奏調赴鄂、總司糧臺營務。……復疏薦敬銘才、授湖北按察使。……敬銘善理財、在鄂治軍需、足食足兵、佐平大難云々。」

(89) 『湖北通志』卷一二二 職十六 邢高魁傳「字星樸、湖南人、舉人。咸豐八年知安陸府。實心爲民勇於興利、寬養善類、嚴鋤非種。巡撫胡林翼稱其治行爲通省第一。」

(90) 『胡文忠公年譜』咸豐十年の條參照。

(91) 『清史稿』卷三九五 羅遵殿傳「字澹村、安徽宿松人。……八年遷(湖北)布政使。時胡林翼爲巡撫、百廢具舉、重遵殿清德、吏事悉倚之。九年擢福建巡撫、未之任調浙江。十年二月妻女同殉。遵殿任外吏二十年、廉介絕俗、家僅土屋數椽。胡林翼集薦乃克歸喪。」

(92) 『湖北通志』卷一二二 職官十五 莊受祺傳「咸豐四年、任安陸知府、五年擢荆宜施道。楚中屢經寇亂、兵餉竭蹶。受祺條陳准綱阻絕、川私縱橫、宜化私爲官抽收。川鹽釐課歲入鉅萬、軍用遂充。荆州駐防餉糈久缺、勢將激變、請月撥千緡給之。……九年擢布政使。官文胡林翼皆忠於所事。受祺始終調劑其間、尤上下無間。云云」字は、衛生、江蘇常州の人。

(93) 『清史稿』卷三一 唐訓方傳「字義渠、湖南常寧人。……(咸豐)五年累擢知府。……七年、襄郡悉定。先以克武漢論功、以道員記名。至是加按察使銜、授湖北督糧道。……」

(94) 『湖北通志』卷一二二 職十六 蔣照傳「字文若、甘泉人、舉人。咸豐間巡撫胡林翼檄調來楚、委辦糧臺。云々」

『續碑傳集』卷四四 守令五には「道光二十年、胡文忠公典江南試、得甘泉蔣君文。……其後文忠總師湖北。竟微君參議幕府云々」

(95) 『續碑傳集』卷三六 張曜孫傳參照。字は仲遠。陽湖の人。因みに、張曜孫は張琦の子であり、包世臣の娘を娶っている。

(96) 『湖北通志』卷一二二 職十六 唐際盛傳參照。字は蔭雲、善化の人。

(97) 『湖北通志』卷一二二 職十六 黃式度「字蘭丞、善化人。……式度初由巴東知縣調任江夏。剔除漕弊、甚爲大吏倚賴、

署漢陽縣。……」

(98) 『清史稿』卷四三二 蔣凝學傳「字之純、湖南湘鄉人。……

六年、率湘左兩營、從巡撫胡林翼攻武昌。……武昌復、論功擢知縣。」

(99) 『湖北通志』卷一二二 職十六 汪敦仁傳參照。字は籽農。湖南の人。

(100) 『湖北通志』卷一二二 職十六 孫守信傳參照。字は筱石、善化の人。

(101) 『湖北通志』卷一二二 職十六 周樂傳「善化人、舉人。

咸豐中佐胡文忠、籌餉沙市、總樞牙釐、川鹽諸稅。鹽商以巨賄、請開總行、厲辟斥之。並申請永禁壟斷。商吏畏服、餉源遂裕。文忠深倚之。……擢權漢陽府。……再權荊州府。整士稅以固提工、懲奸胥以清庫款。兩郡民感之、保升道員、坐辦糧臺。」

(102) 『湖北通志』卷一二二 職十六 姚震宗傳「字小舟、餘姚人。候補同知、咸豐初巡撫胡林翼委辦歸州新灘灘務。……」

(103) 『湖北通志』卷一二二 職十六 方大湜傳「字菊人、巴陵人、諸生。咸豐初入胡文忠幕、游保知縣、補授廣濟。……」

(104) 葉龍彥『湘軍餉源及其運用』第三章「湘軍餉源之運用」第一節規章に、湘軍の糧臺組織及其特點と題し、「湘軍糧臺以親信大員爲總理、並委派專員管理各所。這些人員不是朝廷特派。……辦銷審核業務、概由糧臺自行辦理。朝廷向不插足、自籌自銷。財政的獨立頗爲明顯。」という指摘がある。

(105) 支偉成 前述の書「湖南派古今文兼采經學家列傳」に、王闕運の項を設けている。それによると、字は王秋、一字は王父、湖南湘潭の人。曾國藩や胡林翼の幕友となったこと、また

胡には湘鄂の自立を説くなど興味深い事實がのべられている。また學者としては今文・古文を兼采しており、禮學から公羊學に至った人で、學の目的を通經致用に置いていた點などが指摘されている。この王闕運の經世書が『湘軍志』である。

(106) 『胡文忠公年譜』咸豐六年二月の條參照。『遺集』卷五十九、「與周笠西書」の中に「得一正士可抵十萬金」とある。

(107) 『湘綺府君年譜』王代功述 咸豐六年の條に「正月與書曾侍郎言、兵事勸其建議、撤團防、廢捐輸、清理田賦、以蘇民困、而清盜源。言雖未用、胡文忠撫鄂、正用其策、湖北富強、至養兵五萬、用以平寇焉。」とあり、王闕運の策を胡が採用した。

(108) 『湖北通志』卷五〇參照。

また『胡文忠公年譜』咸豐六年の條に「先是湖北軍餉久絀。自公九江回援時、在籍主事胡大任蓮舫、王家璧孝鳳等、即案揚州例權商賈貨釐、準貨率百分取二、設局於武昌新提沙市、潭洲施南各處、試辦釐金、以濟大軍餉械、亦頗有效。」とある。

(109) 『胡文忠公年譜』咸豐六年二月の條參照。

(110) 蔣照『續碑傳集』卷四四參照。

(111) 『庸庵文外篇』卷三「厚民生」に「彼爲商者、工於牟利、則仍昂其價於貨物、而小民之生計日艱。且今日之能倚釐金爲巨饒者、以前日未始有釐金也。若上下既視爲定額、則將有必不可少之經費。待之以濟、加以官吏侵蝕其中。法久弊生、此法即爲徒設。一旦復有猝然意外之變、將籌何款以應之。故減之裁之、所以爲異日緩急計也。……」とある。

(112) 『胡文忠公年譜』咸豐七年九月の條及び『湖北通志』卷四六經政四漕運參照。

(113) 王毓銓「清末田賦與農民」『中國近代史論叢』第二輯所收に、清末の田賦正額と浮收について詳細に研究されているが、その中で胡林翼が浮收対策に取り組んだという指摘がある。

(114) 『胡文忠公年譜』咸豐七年九月の條参照。

(115) 馬秀儒『湖北通志』卷一一一職官十五參照。

(116) 『胡文忠公年譜』咸豐七年九月の條に「尤以天下大患、不在水旱盜賊、而在人心。苟紀綱不立、是非不明、則禍亂終難衰止。迺劾鎮道府廳州縣數十員與僚屬更始、獎廉懲貪、崇實黜華、抑奔競尚廉恥。於是官士承風、稍知吏事矣。」とある。

(117) 『胡文忠公年譜』咸豐六年の條參照。「遺集卷六十一、己未致李香雪書云、餉事以釐金鹽課、爲可大可久之謀。然此二事在人而不在法。……總局分局之根本、必在寶善堂。此須大著精神、則財與才迺不竭」とある。

(118) 『湖北通志』卷二一 職官十五 胡林翼傳及び『湖北通志』卷四八經政六倉儲に「武昌府豐備倉在城內東北隅疊華林。道光十七年湖廣總督林則徐建。咸豐九年總督官文、巡撫胡林翼增建。」とある。

(119) 拙稿前述(32)の論文參照。

(120) 『再續行水金鑑』卷九江水、咸豐二年の條「鍾祥縣志」載。

(121) 『胡文忠公年譜』咸豐十年六月の條參照。

(122) 『清史論』は佚名編となっている。この著の目的につき、「本書自清順治元年甲申、迄宣統三年辛亥、凡共十朝、就其內政外交暨名人事蹟、分朝編列、按題立論、每論之下、繫以解題、皆立於民國時代、而判斷清代各事之是非得失、與立於清代、恐

獨忘諱、一以頌揚爲主者不同云々」とある。

(123) 葉龍彦 前述の書第三章第二節餉源之運用に、「軍械購造」と題して、胡林翼が三度、粵省に洋砲を購入することを奏請したこと、また武昌に火藥局を設立したことなどを指摘しているが、胡は西洋機器の製造に關心を有しており、この點で曾と同様總體的にみて洋務派漢人官僚として位置づけることができる。

learning” 古學. “Ancient learning” basically meant the study of the Confucian classics. The movement arose on the background of antipathy against the principles of the Cheng-Zhu 程朱 orthodoxy of Song learning which was felt as a constraint; it expressed the belief that one’s worth as a person was complete in itself and did not depend on anything else. Because individual morality was to be perfected within oneself, morality and scholarship were set apart, and the possibility arose that the pursuit of scholarship had a value in itself. In this the members of the *Fushe* became able to take the classics and other ancient documents as objects for their research. But ultimately they cannot be regarded as self-conscious rebels against orthodoxy 名教: though they prepared the ground for Qing dynasty textual criticism, they failed to escape from the rule of tradition and create a new system of learning.

**THE FORMATION OF THE HUNANESE BUREAUCRATIC
GROUP IN THE LATE QING**
——seen in relation to its philosophy of statecraft
and concrete policy initiatives——

OTANI Toshio

In the late Qing Hunan turned out a large number of Han Chinese bureaucrats that played important roles at the Qing court; one can speak of the formation of a “Hunanese bureaucratic group”. In this study I wish to investigate the emergence of this group with point of departure in the group’s philosophy of statecraft and concrete policy initiatives. In the first section I study the causes of the fact that so many bureaucrats came from Hunan from the point of view of the history of ideas. I point out that in Hunan there was a strong tradition of the neo-Confucianism initiated by Zhu Xi in the Southern Song and that, combined with ideas of statecraft, this philosophy became systematized as a statecraft based on *yili* 義理. In the second section I take up the problem of the rise of the Hunanese bureaucratic group from the point of view of politics. I study the Hunanese bureaucrats’ interrelationships based on clan ties,

school ties and collegial ties, which originated with the progressive high official, Tao Shu 陶澍, in the Daoguang period. In the third section I investigate the rise of this group in the wake of the Taiping Rebellion and in section four I study the policies of recruitment, administration and finance adopted by Hu Linyi 胡林翼, the son-in-law of Tao Shu, as governor-general of Hubei in this turbulent period. I point out that his administration was inheritor to the legacy of the domestic reforms carried out by Tao Shu and Lin Zexu 林則徐 in the Daoguang period.

**THE COURSE OF THE NEGOTIATIONS BETWEEN
THE QING DYNASTY AND BRITAIN AFTER
THE MARGARY INCIDENT
——until Wade's first departure from Beijing——**

KANBE Teruo

In February 1875 the British interpreter A. R. Margary was killed near the town Manwyne in the border regions of Yunnan and in the same area Browne's trade mission coming from Burmese Bhamo was attacked; these incidents gave rise to the so-called Yunnan problem. Upon receiving reports about the incidents, the British minister to China, T. F. Wade, initiated diplomatic negotiations to settle a number of outstanding issues. For more than a month it was demanded of Prince Gong and the ministers of the Zongli Yamen 1) that British officials partake in the investigation and adjudication of the incidents, 2) that reparations be made for damages incurred in the incidents, and 3) that clause IV and 4) clause XXVIII of the Tianjin Convention be revised. These were the basal conditions put forward by the British and the negotiations were settled one and a half year later with the conclusion of the Chefoo Convention. Demands 3) and 4) had no direct connection with the Yunnan problem, but from the fact that Wade presented these demands from the start of the negotiations, one can see that they constituted his main points of interest.